

# 長期履修制度のご案内

## 長期履修制度とは

標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象に、事情に応じて、2年間で設定されている教育課程を3年間在学して履修することができる制度です。

この制度を利用している学生は

**3年目の授業料は免除**になります。

## 対象者

- ★有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- ★育児・介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- ★その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

## 申込方法

当制度を希望する者は、入学手続き時に長期履修の申込みを行い、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」に関係書類を添付して、研究科長に申請することとなります。

山梨県立大学  
大学院看護学研究科

400-0062  
山梨県甲府市池田1-6-1  
TEL:055-253-7859  
FAX:055-253-7781

